

令和7年度 第2回木津川市行財政改革推進委員会

会議次第

日時:令和7年10月21日(火)午後2時~

場所:木津川市役所5階 全員協議会室

1. 開会

2. 議事

(1) 令和7年度第1回外部評価

①外部評価1 「実現戦略33 ガイドラインの策定による適切かつ効果的な補助制度への転換」

②外部評価2 「実現戦略36 公共事業・大規模事業の平準化」

3. その他

4. 閉会

＜配布資料＞

議事(1)

令和7年度「第4次行財政改革外部評価(第1回)」について

①関係

令和7年度外部評価 論点整理【実現戦略33 ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換】

追加資料① 補助金等交付ガイドライン

追加資料② 木津川市補助金等の交付に関する規則

追加資料③ 予算額・執行額等一覧(令和5年度)

追加資料④ 補助金等要綱新設一覧(令和2年度～令和6年度)

②関係

令和7年度外部評価 論点整理【実現戦略36 公共事業・大規模事業の平準化】

追加資料① 令和6年度特別交付税に関する要望書

令和7年度「第4次行財政改革外部評価（第1回）」について

1. タイムスケジュール

○第1回外部評価【令和7年10月21日（火）】

項目	担当	予定時間
開会・署名委員の指名	会長	午後2時00分～2時03分
外部評価についての説明	事務局	2時03分～2時05分
実現戦略33「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」	担当課説明 デジタル推進課	2時05分～2時15分
	質疑応答	2時15分～2時55分 (最大10分の延長)
休憩 (担当課入れ替え、説明員準備)		2時55分～3時00分
実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」	担当課説明 財政課	3時00分～3時10分
	質疑応答	3時10分～3時50分 (最大10分の延長)
事務連絡・閉会	会長 事務局	3時50分～4時00分

※ 審議の進捗状況により、時間帯が前後する場合があります。

2. 担当部局の出席者について

実現戦略33「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」

【担当課：デジタル推進課】

出席者…茅早企画戦略部長

デジタル推進課 中谷課長、宮本係長

実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」

【担当課：財政課】

出席者…奥田総務部長

財政課 清水総務部次長（財政課長事務取扱）、安田課長補佐

3. 所管課ヒアリングの流れ

1項目あたりのヒアリング時間は約50分（最大60分）とし、時間中の進行については、概ね以下のとおりとする。

説 明 (約10分)

- 担当課職員が、取組みの要点や概要について説明
⇒ 取組みの内容、実績、課題や今後の方向性、事前の論点・課題整理に対する見解（特に重要な点）、市の評価結果と理由 など

進行役（会長）からの合図を受けて、所管部長が出席者の紹介を行ったのち、説明員から「令和6年度実現戦略取組評価シート」や論点課題に係る資料に基づき、簡潔に説明を行います。

質疑・議論 (約40分)

- 委員から説明者（市職員）に対する質疑
- 委員による議論
⇒ 担当課が行った評価の判断の妥当性、取組みの改善点など

質疑・意見等がある場合は挙手いただき、進行役（会長）の許可を得てから発言してください。

残り時間5分前と終了時に事務局から合図（ベル）によりお知らせいたします。（5分前・・・ベル1回、終了時・・・ベル3回）

評 価 (後日提出)

- ヒアリング結果を受け、各自の評価・意見等のまとめ
- 「外部評価シート」への記入、事務局への提出（概ね2週間目途）
⇒ 4つの項目に対する評価、総合評価 など

外部評価シートに沿って、「1. 4つの項目に対する評価」、「2. 最適化の視点に対する評価」、最後に「総合評価（市が決定した評価に対する評価）」をそれぞれ記入するとともに、取組において評価できる点や取組改善に向けた提案、意見等についても併せて記入してください。

委員会終了後、概ね2週間を目途に事務局まで原則、メールにて提出をお願いします。

令和7年度外部評価 論点整理

項目名：実現戦略3.3 「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」

(担当課：デジタル推進課)

論 点	(1) 補助金全般について (2) 補助金等交付ガイドラインについて (3) その他、実現戦略に関する事項
-----	---

(1) 補助金全般について

【補助金の定義】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
国の補助金は、主に設備投資やシステム開発投資を促進する目的、一方、助成金は、従業員の労働環境の改善や雇用促進、教育の充実を行うことを目的としているが、市では同一視されていて、目的が市民に分かりづらい。	<p>補助金等の定義は「木津川市補助金等の交付に関する規則」に次のとおり定められています。</p> <p>【木津川市補助金等の交付に関する規則】 (定義) 第2条 この規則において「補助金等」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 補助金 (2) 交付金 (3) 利子補給金 (4) 前3号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金</p> <p>本市では、交付に対し相当の反対給付（相当額の財やサービスの還元されること）を受けないものを広く補助金等として規定しており、各補助金等の交付要綱にその趣旨や目的を示しています。</p>

【補助金等交付の課題】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
総務省「新地方行革指針」では、終期の設定やPDCAサイクルに則した不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること、という補助金見直しの考え方方が示されているが、市では不徹底なままに終期及び既得権益化、更に長期化、固定化に関し、蔑ろにされてきた感が否めない	<p>補助金等は、市民や団体等が自主的に実施する公共性が高い事業や活動の奨励・促進を図るための財政支援であり、様々な分野における行政目的を効率的に実施するための有効な手段として、重要な機能を果たしています。</p> <p>一方で、これまで定期的な評価・検証が行われていないことから、補助金の有効性や透明性等</p>

い。故に今後の市の方向性をお尋ねしたい。	<p>に課題があつたところです。</p> <p>こうした中で、本市では令和6年4月に「補助金等交付ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定し、補助金等の交付における支出根拠の明確化、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針を示しています。</p> <p>ガイドラインは、補助金等の廃止を前提としたものではありませんが、全ての補助金等について、原則、最長3年の終期を設定することを定めており、既存補助金は令和8年度を終期として成果の検証を行い、継続・見直し等の方向性を決定することとしています。</p>
----------------------	--

【補助金の執行状況等】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
各補助金の予算額とその執行率（予算に対して実際に支出された金額の割合）は。	ガイドラインに基づく令和5年度の対象補助金等の予算や執行率については、別紙「予算額・執行額等一覧（令和5年度）」のとおりです。
申請者数に対する採択者数での割合は、例えば、経産省のIT導入補助金の採択率45.3%（2025年）あるが、市における採択率は？（2022年～2024年）。	なお、採択率については、とりまとめを行っていません。
過去に補助金等の全部又は一部の交付決定を取り消した事例はあるか。ある場合はその原因は。	当課において具体例は把握していませんが、木津川市補助金等の交付に関する規則第16条において、「補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の处分に違反したときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定しており、該当する補助金等があれば各担当課において決定の取り消し処分を行うものとなります。

【新設・廃止】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
直近の5年間で、新設された補助金及び廃止された補助金は何か。	令和2年度から令和6年度の5年間において、ガイドラインの対象補助金等に係る新設要綱は13本、要綱の廃止は0本となります。 (別紙「補助金等要綱新設一覧（令和2年度～令和6年度）」を参照)

【二重補助】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
本市補助金を受給している事業・団体において、国又は京都府の補助金を併用している事例はあるか。また、二重補助の防止策はあるか。	<p>政策的な観点から、国又は府の補助対象の事業に対し、市が補助要綱に基づき上乗せを行っている事例はあります。（木津川市農林水産業振興費補助金交付要綱など）</p> <p>なお、「木津川市補助金等の交付に関する規則」において、補助金の申請、実績報告の手続きに関して、収支予算書・決算書の添付を義務付けるとともに、国・府の補助金や寄附金等が発生する可能性のある場合は、個々の補助要綱の中で、これらの収入額を控除する規定を設けています。</p>

（2）補助金等交付ガイドラインについて

【終期の設定】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
補助金がルーチン化して地域の取組が依存してしまうことを避けるため、サンセット方式、補助金統廃合等について検討する必要がある。	ガイドラインにおいて、全ての補助金等について、原則、最長3年の終期を設定することを定めており、既存補助金等は令和8年度を終期として成果の検証を行い、継続・見直し等の方向性を決定することとしています。

【ガイドラインの見直し】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
令和6年に実施した補助金の評価を受けて、ガイドラインそのものや検証サイクルを見直したか。見直した場合、どのような変更を加えたか。	現時点においてガイドラインや検証サイクルの見直しは行っていませんが、公表にあたり課題があるもの、ガイドラインの不適合項目がある補助金等については、一覧表の備考欄にその理由や今後の対応について記載することで、透明性の向上を図ったところです。

【評価者】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
補助金評価シートの作成者は誰か。（成果指標・目標のチェック、特記事項欄への記載など）ダブルチェックは行っているのか。	各補助金の担当課が作成・評価を行った後、特別職・各部部長で構成される「木津川市行財政改革推進本部会議」に諮られ、市としての最終的な評価を決定しています。

【ガイドライン基準を満たさない補助金等への対応】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
補助金等評価シート 見直し基準3「対象経費を明確にしており、公共性・公正平が伴わない経費は対象外としている」について、「×（不適合）」となっている補助金が見られるが、どのように対応するのか。	ガイドラインにおける対象経費が不適合となっている補助金等については、令和8年度の終期到来時に対象経費の明文化を実施するなど、見直しを行うこととなっています。
補助金に関する要綱が整備されていないものについて、所管課の取り組みは予定通り進んでいるか。	<p>令和5年度補助金等評価において、要綱が整備されていない補助金等は5つ（うち1つは令和5年度に廃止）であり、うち1つはすでに要綱を整備しています。残りの3つについても今年度中に要綱を整備する予定となっています。</p> <p>○令和6年度評価時において要綱が未整備の補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①木津川を美しくする会事業補助金 ②廃棄物減量等推進員の会補助金 ③クラブ活動費補助金 ④自転車通学安全補助金 ⑤図書館運営事業補助金（令和5年度廃止） <p>○上記のうち、令和7年10月1日時点において要綱が整備されている補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通学安全補助金（要綱名：木津川市立中学校自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱） <p>○令和7年度中に要綱を整備予定の補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動費補助金 ・木津川を美しくする会事業補助金 ・廃棄物減量等推進員の会補助金

【罰則規定】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
厚労省の助成金は、タイムカード、賃金台帳等の改ざん等の不正に関し、不正受給全額返済、及び年3%の延滞金、更に前述の金額の20%の違約金が科され、時として懲役刑（6月より拘禁刑）もあり得るが、市のガイドラインに罰則規程がない理由は？	ガイドラインは、本市の補助金に対する考え方を明確に示し、評価・検証のための統一基準を定めたものであり、補助金等の決定取消しに係る返還や加算金及び延滞金等については、「木津川市補助金等の交付に関する規則」第16条から第18条に規定されています。

(3) その他、実現戦略に関する事項

【積極的な取組への支援】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
ガイドラインを策定し、透明性を上げるほど、補助金の交付先が固定化したり、挑戦的な取組への支援、補助が困難になる傾向があると考える。こうした傾向を打破するため、チャレンジ市長応援枠、1年単位、別枠で募集するなどの方策を検討する必要がある。	補助制度の公益性・公平性・透明性等を担保するため、ガイドラインに基づく運用を行いつつ、検討を進めていきたいと考えます。

【補助金以外での支援】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
市による地域事業へのボランティア募集、地域毎に実施されていた事業の共同実施、地元企業との共催など、補助金以外の支援方法も検討する必要がある。	補助金といった財政的な支援以外にも、当該団体や市民の事業や活動を市の広報媒体により周知するなどの協力を進めていきたいと考えています。

【見直し方針の策定】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
「補助金等見直し基本方針」を策定する予定は。	ガイドラインに基づく評価・検証により必要な見直しを行うこととしており、別途見直し基本方針等の策定予定はありません。 ただし、終期到来時の検証・評価の具体的な内容及び廃止までのフロー等については、令和8年度の評価までに取りまとめる必要があると認識しています。

【その他】	
論点・課題等	担当課見解（デジタル推進課）
補助事業については、まず補助金が受けられるかどうかについて、担当課が熟知することが必要だと思う。税金の節約のためにも、単独事業より補助金事業のほうが秀でている。市民からの理解を得やすいと思う。市民への周知については、お知らせや後日の説明責任、効果検証などを果たして頂きたい。	補助金は、政策目的を効率的に実現するための手段として有効かつ重要な役割を果たしている反面、反対給付を求めるものとなることから、交付した補助金相当額の財やサービスが直接市に還元されるわけではなく、単独事業と性格が異なるため、単純な比較は難しいと考えています。 なお、補助金等については、必要に応じて広報・HP等で周知するとともに、その評価はガイドラインに基づき、市ホームページでの公表を行っています。

追加資料	<ul style="list-style-type: none">①補助金等交付ガイドライン②木津川市補助金等の交付に関する規則③予算額・執行額等一覧（令和5年度）④補助金等要綱新設一覧（令和2年度～令和6年度）
-------------	--

補助金等交付ガイドライン

令和6年4月

木津川市

目次

I. ガイドライン策定の趣旨	1
II. 補助金等の定義	2
III. 本ガイドラインの適用範囲	3
IV. 補助金等交付の課題	4
V. 補助金等の基本的な視点	5
VII. 補助金等交付ガイドライン	7
(1) 補助金等交付要綱の整備	7
(2) 補助金額・補助率の適正化	8
(3) 補助対象経費の明確化	9
(4) 補助金等で取得した財産の取扱い	12
(5) 成果指標・目標の設定	13
(6) 支出の特例制限	14
(7) 終期の設定	15
(8) 繰越金等の確認	16
(9) 交付手続きの適正化	17
(10) 団体等の事務局の取扱い	19
VII. ガイドラインに基づく補助金等の評価・検証	20
VIII. その他	22

I. ガイドライン策定の趣旨

補助金等の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる」を法的根拠としています。

「公益上の必要」が認められる事業とは、不特定多数の利益の増進に寄与する事業や活動であり、客観的行政が公費を支出する必要性が高いと認められるものとされています。補助金等は、市民や団体等が実施する公共性が高い事業や活動の奨励・促進を図るための財政的な支援であり、行政を補完し、政策目的を効率的に実現するための手段として有効かつ重要な機能を果たしています。

一方で、補助金等は反対給付¹を伴わない一方的な支出であることから、一旦創設されると、定期的な評価・検証がされず、長期化・固定化することが指摘されています。また、その主要な原資は市民の税金で賄われていることから、その必要性について市民への説明責任が果たされることが重要となっています。

本市では、これまで補助金等の事務手続きを定めた「木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年規則第36号）」及びそれを補完するための個別の要綱並びに平成21年11月に定めた「補助金の見直しについての基本方針」に基づき、補助金等の適切な交付に努めてきたところですが、令和5年3月に策定した第4次木津川市行財政改革行動計画の実現戦略の一つに「ガイドラインの策定による適正かつ効果的な補助制度への転換」として更なる改善を掲げていることを踏まえ、今後の補助金等の交付における支出根拠の明確化、検証・見直しを継続的に実施していくための統一的な指針として、「補助金等交付ガイドライン」を策定し、ガイドラインに沿った運用を図っていくこととします。

¹ 反対給付…売買などの双務契約で、一方の給付に対して対価の意味をもつ他方の給付。この場合の反対給付とは、補助金の交付に対し、相当額の財やサービスが市に還元されることを指す。

II. 補助金等の定義

本ガイドラインにおける補助金等とは、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年規則第36号）第2条第1項に定める「補助金等」を基本とし、歳出予算に係る節の区分のうち、節「負担金、補助及び交付金」の細節「補助金」及び「交付金」（交付金は、「木津川市補助金等の交付に関する規則」に基づき交付するものに限る。）を対象とします。

《木津川市補助金等の交付に関する規則》

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 交付金
- (3) 利子補給金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金

【補助金等の用語の定義】

- (1) **負担金**：法令又は契約等によって地方公共団体が負担することとなるもの（任意に各種団体を地方公共団体が構成している際に、その団体の必要経費に充てるため各構成団体が取り決められた費用を支出する場合も負担金として支出される）
- (2) **補助金**：特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に對価なくして支出するもの
- (3) **交付金**：法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該処理の報償として支出するもの

【参考】

- (1) 補助金は、地方公共団体が独自の判断で支出する直接補助のほか、国（都道府県）の施策に基づき、国（都道府県）から補助を受け地方公共団体が間接的に補助を行うものに分類される。
- (2) 補助金として支出されるものは、その名称に奨励金、助成金等を使用しているものもある。
- (3) 公益上必要であるかどうかを認定するのは長及び議会であるが、その認定は全く自由裁量行為ではないことから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。

III. 本ガイドラインの適用範囲

補助金等については、それぞれの目的等により内容が様々であることから、運用や見直しにあたって考え方を整理するため、次の「表1 補助金等の分類表」とおり分類を行います。

なお、以下に該当するものは本ガイドラインの対象外とします。

【対象外となる補助金等】

- (1) 市の負担が伴わないもの
- (2) 法令及び国・府などの他団体の補助制度に基づき補助するもの
ただし、市が独自で上乗せ²、横出し³を行っている場合は対象とする
- (3) 近隣自治体との調整が求められ、市の裁量のみで補助金等の内容を決定することが困難なもの
- (4) 市が臨時的に必要と認めるもので、継続性がないもの

【表1 補助金等の分類表】

分 類	内 容
個人補助	・市が独自の政策判断により、利用者等の負担軽減や個人に対する扶助的要素を含んだ支援を目的とするもの
団体運営費補助	・団体等が実施する事業・活動に公益性があると認め、その運営費（人件費、事務費、事務所・施設等を維持するための諸経費など）を補助するもの
事業費補助	・地域団体等が行う地域振興、文化振興、スポーツ振興等に寄与すると認められる事業に対して補助するもの
	・公益上必要となる施設等の建設、修繕、整備に対して補助するもの
	・団体等が自主的に実施する公益性の高い事業に対して補助するもの
利子等償還補助	・団体等の設備投資等に要する借入金の償還時に発生する利子相当分に対して補助するもの
その他補助	・上記以外の補助に該当するもの

² 上乗せ…国・府の基準に補助率又は金額を上乗せしているもの

³ 横出し…国・府の基準より対象者や補助対象を広げているもの

IV. 補助金等交付の課題

補助金等は、行政を補完し、政策目的を効率的に実現するための手段として一定の役割を果たしていますが、本市の補助金交付の現状を確認したところ、主に次のような課題があります。

（1）補助金等の長期化・既得権化

本市の補助金等については、終期設定がないものが多く、運営費補助・事業費補助ともに、合併当初に創設され、15年以上継続しているものが半数を占めるなど、一度補助金等が創設されると長期にわたり交付が続き、一部団体の既得権化の傾向がみられます。

（2）効果検証が不十分

補助金等は、公益性のある団体・事業等に交付されますが、その補助金交付により、どの程度行政目的が達成されているかなど、その効果について検証が十分に行われていないものがあります。

（3）補助対象経費、算定基準の不明確

明確に交付対象経費を規定していないため、事業に対する補助のあり方が曖昧であること、各要綱によって補助率・交付額等におけるバラつきが見られます。

（4）独自要綱の整備不足

補助金等交付要綱を制定しておらず、内規や補助金等交付規則のみに基づく処理を行っているものが一部存在しており、交付の透明性と市民への説明責任をより高める必要があります。

（5）手続きにおける様式等の不備

補助金等交付要綱は制定されているものの、交付申請、変更申請、実績報告等に係る申請書類の様式を定めておらず、補助金等交付規則により処理されているものがあります。

（6）補助金等の支出方法

地方自治法施行令第163条に基づき前金払による支出は可能ですが、精算行為を伴わないことを前提としていることから、万一確定額が変更となった場合に戻入の処理等が複雑化する恐れがあります。

V. 補助金等の基本的な視点

補助金等の交付にあたり、補助事業の原則的な考え方として、本市の政策課題の解決につながるものか、次の6つの視点から検証を行います。

補助金の交付にあたっては、常に6つの視点に照らし、適正な支出に努めるとともに、検証の結果、課題がある補助金については、当該補助金等の廃止を含め、制度の見直しを図るなど、あり方を早急に検討する必要があります。

1 公益性の視点

地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助することができる。」と規定されていることから、客観的に公益性⁴が認められることが必要です。

Checkpoint

- 事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか

2 必要性の視点

補助金等は一旦創設されると一般的に長期化することから、創設時から現在まで変わらず社会情勢や市民ニーズに適合しており、行政が関与して推進すべき事業であることを確認する必要があります。

Checkpoint

- 社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか
- 補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか
- 所期の目的を達成しているものではないか

3 有効性の視点

補助金等は市税をはじめとする貴重な財源によって交付されていること、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない」と規定されていることを踏まえ、その有効性について検証が必要となります。

Checkpoint

- 補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙がったか
- 行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か
- 少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか

⁴ 公益性…不特定多数の利益につながるもの、市の総合計画等の目標達成に寄与する取組など

4 妥当性の視点

補助金等は、憲法第89条⁵の理念のもと、行政を補完し、本市の政策目的を実現するための手段であることから、事業実施にあたっての妥当性が認められる必要があります。

Checkpoint

- 補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか
- 補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か

5 公平性の視点

補助金等は長年にわたり特定の市民や団体に支出されることにより、既得権化しやすい傾向にあることから、公平に機会が与えられていることが求められます。

Checkpoint

- 必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか
- 明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか

6 透明性の視点

補助金等は反対給付を伴わない一方的な支出であることから、交付対象である事業の目的や内容を広く公開し、市民に対する説明責任を果たすとともに、個別の要綱に基づく適切な処理による透明性の確保が必要です。

Checkpoint

- 個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか
- 補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか

⁵ 憲法第89条…公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

VI. 補助金等交付ガイドライン

補助金等の適正な交付に向け、「V. 補助金等の基本的な視点」に基づく評価を行うとともに、以下の項目を統一的なガイドラインとして定めます。

(1) 補助金等交付要綱の整備

補助金等は反対給付を伴わない一方的な支出であることから、個別の補助金等交付要綱を制定し、当該要綱において目的や具体的な判断基準を示すことで、透明性を確保します。

ガイドライン①「補助金等交付要綱の整備」【対象：全補助金等】

◆補助金等を交付する場合は、原則、個別の補助金等交付要綱の整備を行うこととします。

◆補助金等交付要綱を新規制定する際は、次に掲げる事項を必ず規定することとします。

①目的

- ・必要性や効果などを明確に規定すること

②補助対象の事業内容

- ・補助対象となる事業内容について、明確に規定すること

③補助対象経費

- ・補助対象となる経費について、明確に規定すること

④補助率等

- ・補助金等を定率で交付する場合はその率を、定額で交付する場合は算出根拠・金額を規定すること

- ・予算の範囲内において補助金等を交付する旨を明記すること

⑤終期

- ・開始から終了までの期間、年度を規定すること

⑥交付決定

- ・交付決定に係る手続きについて規定すること

⑦交付申請書、変更申請書、実績報告書等の様式

- ・申請から請求までの各申請書様式を規定すること

◆既存の補助金等交付要綱についても、上記に定める規定をはじめ、本ガイドラインに定める事項を確認し、必要に応じて改正を行うこととします。

(2) 補助金額・補助率の適正化

補助金等は、団体・市民等の自主的・自発的な活動を支援するという観点から、補助金等への依存を限りなく低くし、自立運営の妨げにならないよう、適切なものにする必要があります。また、個人への補助金等は、趣旨に応じた費用負担の軽減が主な目的となります。一般的な費用負担や個人の負担割合等を考慮し、整理を行う必要があるため、次のとおり設定を行うこととします。

ガイドライン②「補助金額・補助率の適正化」【対象：全補助金等】

- ◆補助率については、補助金等の目的が団体等の主体的な事業に対する支援であることから、原則として補助対象経費の2分の1以内とします。
よって、補助率が2分の1を超える補助金等については、団体等の自立を妨げる恐れがあることから、団体等との間で補助対象経費の精査や自主財源の確保を促すなど、補助率の適減を検討することとします。
- ◆上記の補助率の上限に関わらず、公益上の必要に基づく政策的な判断など、特別の事由がある場合は、各制度の規定等に基づく個別の補助率を設定できるものとします。
- ◆全額又は大部分を補助金で賄っているものは、市として直接実施するか、所期の目的を達成し役目を終えているか、又は自立した運営が可能かどうかについて、終了を含めた検討を行うこととします。検討の結果、継続とする場合は、自主財源の確保や事業の縮小等により、補助率を2分の1以内とするなど、団体等が補助金に依存しすぎない制度設計となるよう努めることとします。
- ◆国・府の制度に基づく市の補助金等は、特に政策的な判断によるものでない限り、上乗せ補助や横出し補助は行わないこととします。
- ◆単価を積算根拠とする補助金については、適正な単価水準を確保するため、当該補助金に対する社会経済情勢や市民ニーズを把握するとともに、近隣自治体等の状況を調査・研究のうえ、積極的かつ継続的に妥当性を検証し、決定することとします。
- ◆団体等の予算規模又は補助対象規模に対して、補助金の割合が10%以下であるなど、少額の補助金については、財政力の極めて脆弱な団体等を除き、公益性、費用対効果及び自主財源での運営等について検証したうえで、その必要性が低いものについては、終了を含めた検討を行うこととします。

(3) 補助対象経費の明確化

補助金等の対象経費は、目的や内容によって様々ですが、透明性・公平性の観点から、経費の対象を明確に定める必要があります。特に団体運営費補助においては、事業の実施に密接に関係があり、かつ真に必要な経費とし、直接的に公益な事業と結びつかないと判断される経費については、補助対象から除外する必要があります。

また、事業費補助においても、補助対象の範囲を詳細に定めておらず、申請された内容について、判断の余地が生じているものについては、対象範囲を明確に規定するなどの対応を行うこととします。

なお、団体運営費補助及び事業費補助を明確に区分するため、【表2 補助対象経費の範囲】のとおり補助対象経費の範囲を定めることとします。

【表2 補助対象経費の範囲】

《○：対象とできるもの、△：事業内容によって対象とできるもの、×：原則として対象とできないもの》

経 費	団体運営費 補助	事業費補助	備 考 ①団体運営費補助を対象 ②事業費補助を対象
人件費	△	△	事業を推進するために必要な業務に係る人件費のみ対象
旅費	△	△	慰労的な視察研修は対象外
交際費	×	×	
慶弔費	×	×	
消耗品費	○	○	
燃料費	○	△	
食糧費	△	△	会議等のお茶代、研修講師の弁当代に限り対象 飲酒を伴う経費は対象外
印刷製本費	○	△	
光熱水費	○	△	
賄材料費	△	△	事業自体が飲食に関係するものに限り対象
通信運搬費	○	△	②事業目的に沿った使用範囲に限り対象

広告料	△	△	①当該団体の運営に限りがあるものに限り対象 ②事業目的に沿ったものに限り対象
保険料	○	○	
使用料・賃借料	○	△	本市の施設使用に係る減免を受けているものは対象外
原材料費	△	△	
備品購入費	△	△	①団体の運営及び活動目的に沿った使用範囲に限り対象
負担金、補助及び交付金	×	×	
修繕補修費	△	△	①団体の運営及び活動目的に沿った使用範囲に限り対象
寄付金	×	×	
積立金	×	×	
その他	△	△	

(対象除外経費について)

補助対象経費であっても、以下に係るものについては除外するものとします。

- ・政治的活動に係る経費
- ・宗教的活動に係る経費
- ・争議的行為に係る経費
- ・公序良俗に反する活動に係る経費
- ・その他、社会通念上、公金で賄うことが適當ではない事業

ガイドライン③「補助対象経費の明確化」【対象：全補助金等】

◆補助対象経費は、団体等において最も効率的かつ経済的な方法で行う場合の事業費とし、補助金等交付要綱に具体的かつ明確に記載することとします。なお、既存の補助金等交付要綱については、少なくとも終期到達時に継続を判断した場合において、対象経費の追記・見直しを行うこととします。

◆団体運営費補助については、運営費を補助対象とすることから、対象経費が曖昧になる傾向があるため、法令等により運営補助を前提とした補助制度であるものや、極めて公益性・公共性が高く、市の主要な施策を補完す

る活動を実施する団体を除き、原則としてロードマップを示したうえで事業費補助へ移行することとします。

◆対象経費については、本市の水準を参考に確認・見直しを行うこととします。

(4) 補助金等で取得した財産の取扱い

備品の購入など、財産取得については、補助対象事業の実施に真に必要なものののみを補助対象とする必要があります。

また、補助金等により取得した財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定されている内容を参考に取り扱うこととします。

【補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律】

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

ガイドライン④「補助金等で取得した財産の取扱い」

【対象：団体運営費補助、事業費補助】

- ◆団体等が補助金等を財源として取得した財産については、適正な管理の観点から、団体等において備品台帳や財産目録等の整備を求めるものとします。
- ◆財産の現況や使用状況を把握するために、団体等に対し必要に応じて監査等を実施し、問題等があれば改善に向けた助言等を行うこととします。

(5) 成果指標・目標の設定

補助金等の効果については、客観的に検証が可能である必要があり、公益性や必要性が判断できないものは、補助金等の交付を行うべきではありません。

また、社会経済情勢の変化により、制度創設時における目的が達成できないことや、効果が少ないなど、補助金交付の継続性を判断するためにも、補助金等の交付による成果指標及び目標を設定することとします。

なお、成果指標については、「表3 分類別成果指標設定」に基づき、見直し検証時に客観的な評価が可能なものとします。

【表3 分類別成果指標設定】

分類	成果指標	例
団体運営費補助金	公益的な団体を支援することによる波及効果を測定できる指標を設定	・総合計画・各種計画で設定されている指標 ・当該団体の取組実績 等
事業費補助金	イベント・大会等補助	集客、地域活性化など、イベント・大会の趣旨や目的に沿う指標を設定
	施設整備補助	補助対象となる施設の公共性の視点による指標を設定
	奨励事業補助	補助によって測定できる効果等を指標として設定
	その他補助	補助によって測定できる効果等を指標として設定

ガイドライン⑤「成果指標・目標の設定」【対象：団体運営費補助、事業費補助】

◆対象の補助金等について、成果指標、目標値を設定することとします。

※成果指標の設定が困難な「個人補助」及び「利子等償還補助」については対象外。

◆成果指標、目標値については、各所管課が設定するほか、補助金の交付申請段階において、当該団体が示したものを利用することも可能とします。

◆成果指標は、実際に行う事業や提供するサービスの結果、どのような効果をどれだけあげができるのかを表すものを基本とします。

（6）支出の特例制限

補助金等については、地方自治法施行令第162条により概算払⁶が、同令第163条により前金払⁷が認められていますが、本来、補助金等は、補助事業者等の申請に基づき交付決定を行い、補助事業の完了をもって額を確定し、実際の補助金等が支払われるという原則的な手順に基づき交付を行うべきものであることから、透明性の観点からも不必要的概算払、前金払を控える必要があります。

ガイドライン⑥「支出の特例制限」【対象：全補助金等】

- ◆原則として、前金払は行わないこととします。
- ◆概算払又は前金払を行うべき特殊な事情がある場合は、補助金等交付要綱にその規定及びその支払いに関する申請様式を必ず規定することとします。

⁶ 概算払…債権者にあらかじめ概算的な金額を支出し、後に金額が確定した段階で精算を行う方法

⁷ 前金払…債務の額は確定しているが、支払いの時期が到来する前に債権者に支出する方法

(7) 終期の設定

補助金等は、一度制度を創設すると、長期化する傾向にあるため、交付先団体等の自立運営の妨げ、補助金ありきの事業実施のほか、既得権化につながるおそれがあります。

このため、急激な変化を続ける社会経済情勢の中で、補助金等の交付が継続して必要か、補助の内容は適切かなど、定期的な検証を行うため、補助金等の終期を設定することとします。

ガイドライン⑦「終期の設定」【対象：全補助金等】

- ◆全ての補助金等について、原則、最長3年の終期を設定することとします。
- ◆終期到来年度には必ず検証を行い、その結果、一定の成果が得られなかつた場合は、補助金等の見直しなど新たな措置を講じるものとします。
- ◆団体運営費補助金については、終期に合わせ団体の活動に対する事業費補助への移行を必ず検討してください。
- ◆国・府の制度に基づく補助金等は、補助制度の終了に合わせて市の補助も廃止することとし、政策的判断によるものを除き、市単独での継続は行わないことを原則とします。
- ◆すでに事業目的が達成されているものや、社会経済情勢の変化により事業効果が薄いもの、長年にわたり事業の実施がないものについては、検証期間を待たず速やかに廃止するよう手続きを進めてください。

新規補助金等の場合

- ◆補助金等の性質に応じて終期を設定し、補助金等交付要綱に明記することとします。

既存補助金等の場合

- ◆経過措置として、既に終期が設定されているものを除き、本ガイドラインに基づき、令和6年度から3年度目となる令和8年度を終期として、手続きや成果等の検証・評価を実施することとします。
なお、令和8年度までにおいて補助金等のあり方や効果・検証結果に基づき、関係団体と協議・調整を行ってください。
- ◆終期の設定のみに係る補助金等交付要綱の改正は行わなくても差し支えないこととします。

（8）繰越金等の確認

補助金等は、団体等の公益性の高い事業や活動に対する財政支援であり、地方自治法第2条第14項に規定されているとおり、「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことが必要となります。

補助金等の交付にあたっては、交付先団体の決算を十分に確認し、繰越金・内部留保金などの余剰金が発生している場合は、目的を達成できる最小限度の交付へ見直しを行うこととします。

ガイドライン⑧「繰越金等の確認」【対象：団体運営費補助】

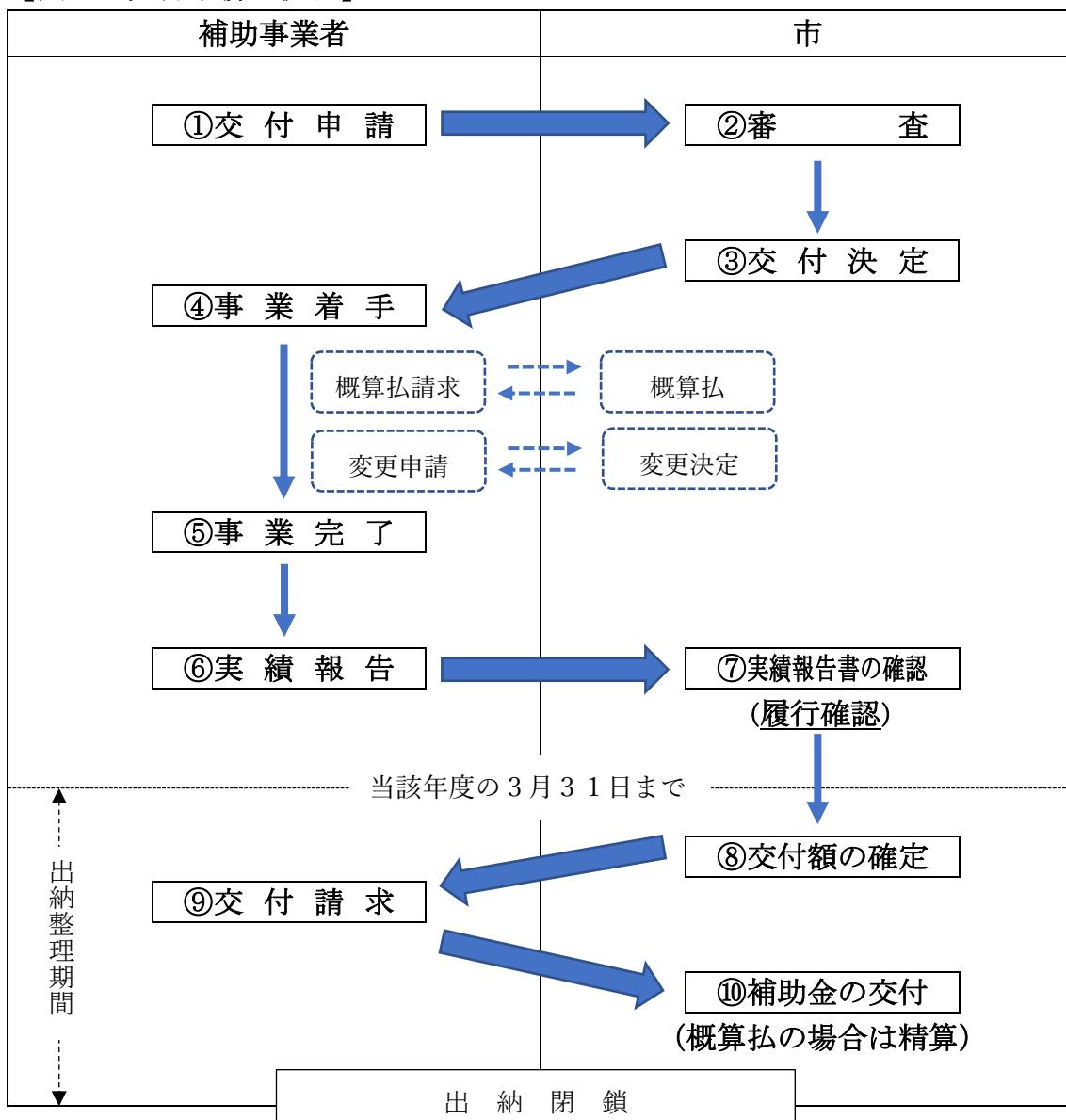
- ◆補助金額を超える繰越金や内部留保金等の余剰金がある場合は、その内容を精査し、補助金等を休止・削減してください。

(9) 交付手続きの適正化

補助金等に係る交付手続きは、交付の透明化と説明責任を果たすため、木津川市補助金等の交付に関する規則に基づき、適切に処理されなければなりません。

一般的な交付事務は、「図1 交付事務の流れ」となりますが、特に会計年度をまたがる処理については注意が必要であり、当該年度に支払いを行う場合は、翌年3月31日までの履行確認（実績報告書の確認）が必要となります。

【図1 交付事務の流れ】



【補助金の会計年度所属区分】

補助金の支出は、通常は被補助者の申請により交付を決定し、補助事業の完了をまって額を確定し支出されるものです。この場合、会計年度の区分は、履行確認のあった日の属する年度となります。

ガイドライン⑨「交付手続きの適正化」【対象：全補助金等】

- ◆事業完了後、速やかに実績報告書の提出をするよう補助事業者等に指導してください。なお、事業費補助については、総会等の実施が要件ではないため、注意が必要です。
- ◆事業内容の変更や見直しなどにより、交付決定額が実績に対して過大・過少となる場合は、最終的な交付額が適切なものとなるよう、実績報告前に確実な変更申請手続きを行うよう交付先団体等と調整してください。
- ◆実績報告書の添付書類は、補助金等交付要綱に具体的に記載することとします。

(10) 団体等の事務局の取扱い

市が団体の事務局を担うことは、補助金等の財政的支援に加え、市職員の人的支援といった「二重の支援」となることや、補助金に係る申請書や収支報告書、決算書等の作成を、補助金等を交付する側の市が行うことは、補助金運用に係るチェック機能が適正に働いているとは言えません。

市が事務局を担うことで、補助事業の円滑化や不測の事態への機動的な対応などのメリットも考えられますが、公平性・透明性の観点から、事務局の取扱いについて基準を設定することします。

ガイドライン⑩「団体等の事務局の取扱い」【対象：団体運営費補助】

- ◆原則として、市が交付先団体等の事務局を担わないこととします。
- ◆団体等の事務局を担っている場合は、団体等と行政の役割を整理し、行政組織から独立させるよう検討を行ってください。ただし、特別な事由（団体創設から自立までの一定期間など）がある場合は、独立までの必要な期間に限り、市が事務局を担えるものとします。
- ◆預金通帳及び印鑑の管理については、全ての補助金等について当該団体自身が行うよう整理することとします。

Ⅶ. ガイドラインに基づく補助金等の評価・検証

社会経済情勢や市民ニーズに即した補助制度の効率化・効果的な運用を図るとともに、補助金の有効性や市民への説明責任を果たすため、以下のとおり評価・検証を行います。

(1) ガイドラインに基づく評価

毎年度の決算において、所管する補助金等について『様式1 補助金等評価シート』を用いて評価を行うとともに、木津川市行財政改革推進本部会議に諮るものとします。

(2) 見直しの方向性の検証について

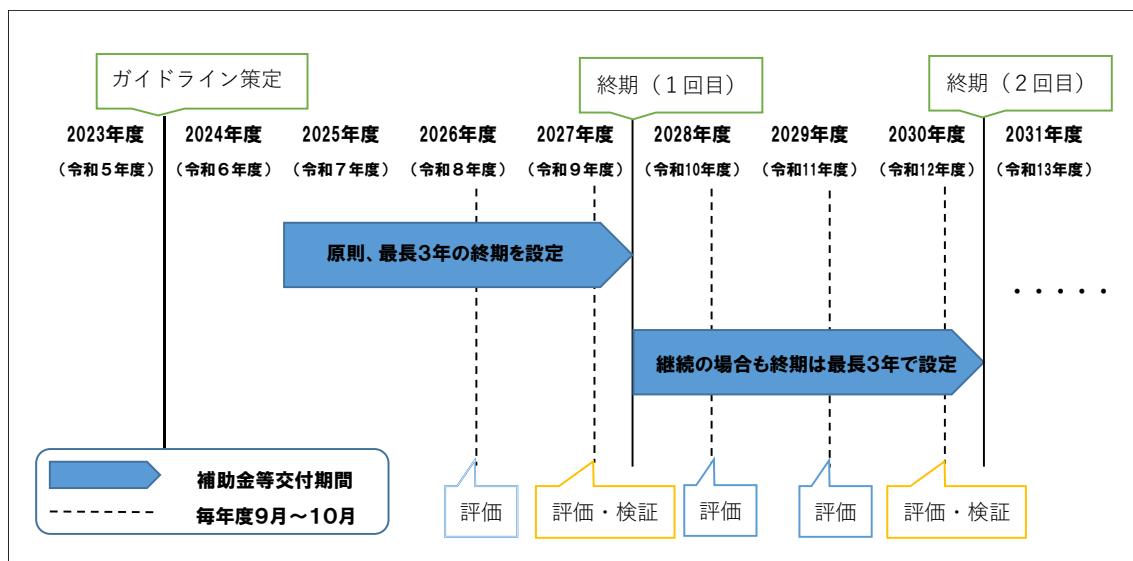
設定した終期が到来した補助金等については、基本的な視点やガイドラインに基づく内容及び成果の検証を行い、継続・見直しなど次年度における方向性を定め、必要に応じた見直しを行ったうえで、木津川市行財政改革推進本部会議に諮るものとします。

（3）補助金等交付の公表について

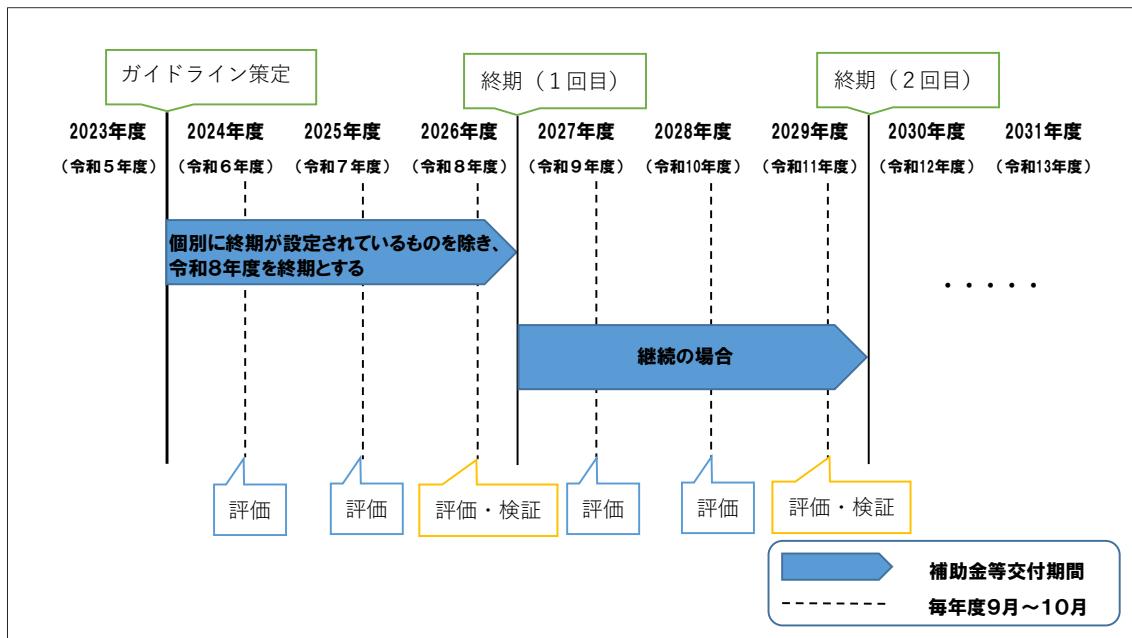
補助金等の透明性の確保及び市民への説明責任を果たすため、毎年度の評価内容について、木津川市行財政改革推進委員会へ報告を行うとともに、ホームページによる公表を行います。

【参考】評価・検証のスケジュール例

①新規補助金等の場合（令和7年度施行分）



②既存補助金等の場合



Ⅷ. その他

（1）補助金予算化のプロセス

本ガイドラインの策定に伴い、次年度予算要求の際に提出していた「市補助金予算要求詳細表」の代わりとして、『補助金等評価シート』を活用することとします。

なお、新規補助金等予算を要求する際は、本ガイドラインに基づく適切な制度設計を行った補助金等交付要綱の整備を条件とします。

（2）本ガイドラインの見直し

本ガイドラインについては、より実効性のある指針となるよう、隨時、内容の見直しを行います。

補助金等評価シート

●基本情報

補助金名						所管課	
予算費目	款		項		目		事業
	節		細節		細々節		
総合計画	基本方針					政策分野	
	施策					主な取組	
交付開始年度			継続年数		終了・見直し（予定）年度		
法令・例規等	根拠法令						
	要綱名						
分類							
目的							
内容							
補助率の設定	定額補助	補助率			上限額		
ガイドライン対象		対象外の理由					

●補助金等の状況

予算（要求）額	令和6年度		令和7年度		令和8年度（予定）	
			前年度比			前年度比
財源	特定財源					
	一般財源					
	特定財源率（%）					
	補助対象事業費（見込）					
	補助金額（見込）					
	補助率（%）					
	補助の実績（予定）					
※ 団 体 運 営 費 補 助 の み	交付先団体における年間予算額					
	補助金の占める割合					
	令和6年度の交付先団体における繰越金					
	補助金と繰越金の割合対比					

●成果指標・目標

成果指標			
実績・目標値	令和6年度【実績値】	令和7年度【目標値】	令和8年度【目標値】

●基本的な視点

検証項目		チェック	特記事項
公益性	事業の目的や内容に明確な公益性が認められるか		
必要性	社会経済情勢の変化や市民ニーズ等の変化に的確に対応しているか		
	補助事業の目的や内容について、行政が関与する必要性があるか		
	所期の目的を達成しているものではないか		
有効性	補助事業の目的に沿った成果があり、補助金に見合った効果が挙がったか		
	行政の直接執行や事業委託と比較し、補助金等による執行が最適な手段か		
	少額又は申請件数の少ない補助金等について、継続する必要性があるか		
妥当性	補助対象経費は、公金で補助することが妥当であるか		
	補助率や補助金額は社会経済情勢等や他自治体と比較し適切か		
公平性	必要性などが検証されることなく、同一の対象者に対し、長期間にわたり補助金等の支出をしていないか		
	明確な理由なく補助対象者を特定するなど、交付先に偏りがないか		
透明性	個別の要綱が制定されており、申請に係る書類の様式が定まっているか		
	補助金の概要、要綱等がホームページ等に掲載されているか		

●見直し基準

項目		適否	特記事項
1	ガイドラインに基づく必要事項・申請書類等が規定された補助金等交付要綱が整備されている		
2	補助率は補助対象経費の1/2以下である		
3	対象経費を明確にしており、公共性・公益性が伴わない経費は対象外としている		
4	前金払・概算払を行っていない、もしくは、補助金等交付要綱に基づく規定・様式により適正な支給を行っている		
5	交付先団体の繰越金等を含めた財務状況からみて補助は適正である（団体運営費補助のみ）		
6	交付先団体の事務局が適切に運営されているか（団体運営費補助のみ）		

●今後の方針性

方向性	<input type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直し継続 <input type="checkbox"/> 廃止	
現行のまま継続とする理由 見直し内容 又は 廃止理由		
見直し・廃止の時期		

○木津川市補助金等の交付に関する規則

平成19年3月12日規則第36号

木津川市補助金等の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項を定めることとし、他の法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に特別の定めのある場合を除き、この規則によるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 交付金
- (3) 利子補給金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助事業者等の責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、法令等の定め及び交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならぬ。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助事業者等が、補助金等の交付申請をしようとするときは、申請書に補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書並びにその他市長が必要と認める書類を添え、市長が定める時期までに提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であると認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、申請に係る事項に修正を加え、補助金等の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令等で定める補助金等の交付の目的を

達成するため必要な条件を付すことができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合は、その条件を補助事業者等に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金等の交付の決定通知を受けた日から起算して15日以内に申請の取下げをすることができる。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金等の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合、補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合及びその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）とする。

3 市長は、第1項の規定による補助金等の交付決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に定める経費について補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

5 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

(補助金等の変更申請)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定後において第4条の規定により提出した申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その変更内容及び理由を記載した書

類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金等の変更申請が提出された場合は、第5条及び第6条の規定を準用する。

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等並びに補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく市長の指示その他の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況について、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 市長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等完了実績報告書に収支決算書その他市長が必要とする書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該

補助事業者等に対して命じることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その補助事業等に関して補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者等は、第16条第1項の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等

の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

6 市長は、第1項又は前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額（加算金及び延滞金を納付しなければならない場合には、それらの額を含む。）を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合には、この限りでない。

(1) 不動産及びこれの従物

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の定めるもの

(立入検査等)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員に補助事業等に係る関係諸帳簿等その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第21条 補助事業者等は、収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、その証拠書類を整理し、第14条に規定する補助金等の額の確定の通知をした日から起算して5年間保管しておかなければならぬ。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の木津町補助金等の交付に関する規則（平成11年木津町規則第10号）又は加茂町補助金等の交付に関する基本規則（平成9年加茂町規則第10号）の規定のよりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

補助金等交付ガイドライン

対象補助金等予算額・執行額等一覧（令和5年度）

No	補助金名	予算額（単位：円）	執行額（単位：円）	執行率
1	自主防災組織等活動助成金	1,940,000	1,695,575	87.4%
2	交流事業補助金	185,000	47,500	25.7%
3	商工会補助金	26,500,000	26,500,000	100.0%
4	木津川市商工業振興補助金	1,500,000	1,500,000	100.0%
5	中小企業融資制度利子補給事業補助金	1,405,000	823,000	58.6%
6	中小企業融資制度保証料補給事業補助金	3,594,000	2,240,000	62.3%
7	山城茶業組合活動支援補助金	100,000	86,000	86.0%
8	企業立地促進事業費助成金	86,448,000	70,068,000	81.1%
9	木津川市市民まつり補助金	12,420,000	9,988,000	80.4%
10	木津川市移住支援事業補助金	1,600,000	600,000	37.5%
11	地域まつり補助金	3,000,000	3,000,000	100.0%
12	産業競争力強化支援補助金	6,800,000	5,889,000	86.6%
13	地域活動支援交付金	9,657,000	9,562,305	99.0%
14	集会所整備等事業補助金	2,540,000	2,350,000	92.5%
15	木津川市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金	300,000	299,600	99.9%
16	部落解放・人権政策確立要求木津川市実行委員会補助金	300,000	295,308	98.4%
17	木津川を美しくする会事業補助金	110,000	110,000	100.0%
18	古紙回収補助金	13,000,000	9,101,645	70.0%
19	廃棄物減量等推進員の会補助金	630,000	400,804	63.6%
20	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	10,962,000	4,794,000	43.7%
21	木津川市エコ生活応援補助金	10,420,000	9,262,900	88.9%
22	ごみ収集拠点設置等補助金	1,440,000	564,652	39.2%
23	市民提案型ごみ減量活動等補助金	2,700,000	1,375,524	50.9%
24	社協職員給与補助金	55,971,000	55,971,000	100.0%
25	福祉大会補助金	300,000	300,000	100.0%
26	身体障害者団体事業補助金	280,000	280,000	100.0%
27	遺族会事業補助金	628,000	627,900	100.0%
28	保護司会事業補助金	57,000	57,000	100.0%
29	地域福祉推進事業費補助金	5,524,000	5,524,000	100.0%
30	更生保護女性会事業補助金	27,000	27,000	100.0%
31	民生児童委員協議会活動費補助金	13,752,000	9,294,000	67.6%
32	社会福祉協議会運営補助金	2,785,000	2,785,000	100.0%
33	医療的ケア児者等福祉サービス利用等促進事業補助金	2,480,000	1,807,500	72.9%
34	心身障害児親の会補助金	40,000	40,000	100.0%
35	相楽地区保護司会補助金	166,000	166,000	100.0%
36	ひとり暮らし老人・高齢者世帯を励ます会事業補助金	400,000	400,000	100.0%
37	シルバー人材センター事業補助金	11,210,000	11,210,000	100.0%
38	ゲートボール場管理事業補助金	225,000	165,000	73.3%
39	GPS発信機補助金	1,500,000	8,499	0.6%
40	みまもりあいプロジェクト補助金	840,000	0	0.0%
41	食生活改善推進員協議会補助金	700,000	700,000	100.0%
42	予防接種助成費	3,190,000	8,000	0.3%
43	就園諸費補助金	2,712,000	1,944,000	71.7%
44	補足給付補助金	3,240,000	1,697,493	52.4%
45	補足給付補助金	60,000	20,000	33.3%

補助金等交付ガイドライン
対象補助金等予算額・執行額等一覧（令和5年度）

No	補助金名	予算額（単位：円）	執行額（単位：円）	執行率
46	補足給付補助金	702,000	242,823	34.6%
47	特定教育・保育施設運営補助金	233,622,000	146,936,874	62.9%
48	母子会事業補助金	57,000	57,000	100.0%
49	都市公園・緑地施設等市民自主管理活動交付金	1,751,000	1,678,100	95.8%
50	河川浄化事業補助金	418,000	417,160	99.8%
51	地域連携保全活動応援団補助金	2,500,000	1,304,667	52.2%
52	実行組合活動費補助金	290,000	290,000	100.0%
53	病害虫等対策事業補助金	358,000	287,000	80.2%
54	内水面漁業振興対策事業補助金	1,640,000	1,120,000	68.3%
55	地域農業担い手支援事業費補助金	200,000	200,000	100.0%
56	森林ボランティア活動補助金	330,000	330,000	100.0%
57	茶業振興対策事業補助金	100,000	80,000	80.0%
58	農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金	6,000	5,400	90.0%
59	単独土地改良事業補助金	5,000,000	2,750,000	55.0%
60	有害鳥獣防除施設設置事業補助金	500,000	14,800	3.0%
61	学童農園開設事業費補助金	300,000	300,000	100.0%
62	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	1,998,000	1,998,000	100.0%
63	狩猟免許取得助成金	464,000	212,800	45.9%
64	木津川市農で頑張る協議会補助金	240,000	0	0.0%
65	農業振興対策事業補助金	2,025,000	1,022,000	50.5%
66	農業用廃プラスチック等処分対策事業補助金	246,000	209,840	85.3%
67	木津川市小学校体育連盟補助金	140,000	68,300	48.8%
68	クラブ活動費補助金	2,520,000	2,430,000	96.4%
69	人権教育研究会補助金	681,000	651,112	95.6%
70	自転車通学安全補助金	715,000	552,500	77.3%
71	通学費補助金	380,000	239,360	63.0%
72	民間児童クラブ運営補助金	34,134,000	31,409,000	92.0%
73	女性団体補助金	421,000	421,000	100.0%
74	P T A 連絡協議会補助金	80,000	80,000	100.0%
75	スポーツ協会補助金	7,350,000	7,350,000	100.0%
76	スポーツ少年団補助金	990,000	990,000	100.0%
77	府民総体参加補助金	3,279,000	3,279,000	100.0%
78	文化芸術協会補助金	4,634,000	4,466,342	96.4%
79	図書館運営事業補助金	47,000	47,000	100.0%
80	国際交流協会補助金	5,191,000	5,191,000	100.0%
81	市民運動会補助金	2,779,000	2,779,000	100.0%
82	地域子ども会補助金	700,000	690,920	98.7%
83	宇宙少年団補助金	500,000	291,000	58.2%
84	指定等文化財保全費補助金	10,000,000	9,354,000	93.5%
85	文化財愛護団体補助金	480,000	280,000	58.3%
	合計	631,406,000	483,612,203	76.6%

補助金等要綱新設一覧（令和2年度～令和6年度）

No.	要綱名
1	木津川市自治会活動保険補助金交付要綱 (令和7年3月31日告示第59号)
2	木津川市立中学校自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱 (令和7年3月31日告示第60号)
3	木津川市帯状疱疹ワクチン任意接種費用助成事業実施要綱 (令和7年3月27日告示第46号)
4	木津川市若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱 (令和6年9月26日告示第127号)
5	木津川市放課後児童クラブ施設整備費補助金交付要綱 (令和6年9月20日告示第123号)
6	木津川市予防接種実施要綱 (令和6年8月30日告示第114号)
7	木津川市アピアランスケア支援事業実施要綱 (令和6年3月29日告示第38号)
8	木津川市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱 (令和6年3月25日告示第28号)
9	木津川市茶業振興事業補助金交付要綱 (令和5年2月13日告示第16号)
10	木津川市認知症高齢者等位置探索サービス利用補助金交付要綱 (令和4年3月31日告示第33号)
11	木津川市認知症高齢者等みまもりあいシステム利用補助金交付要綱 (令和4年3月31日告示第34号)
12	木津川市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金交付要綱 (令和3年3月31日告示第35号)
13	木津川市消防団施設新築等事業補助金交付要綱 (令和2年7月31日告示第116号)

※一覧は「補助金等交付ガイドライン」の対象となる補助金等要綱を抜粋しています。

令和7年度外部評価 論点整理

項目名：実現戦略36「公共事業・大規模事業の平準化」

(担当課：財政課、主な関係課：指導検査課)

論 点	(1) 大規模事業計画について (2) 建設業における働き方改革について (3) その他、実現戦略に関する事項
-----	---

(1) 大規模事業計画について

【計画の策定】	
論点・課題等	担当課見解（財政課）
本実現戦略の行動計画として、「大規模事業計画の策定」を挙げているが、当該計画は策定されているのか。策定されている場合はどのような計画内容なのか。	大規模事業計画とは、一般的に策定されている計画とは違い、次年度以降の普通建設事業の実施予定を各課に照会し、その財源内訳として国・府支出金や起債の活用、一般財源所要額などの見込みをたて、財政見通しや次年度の当初予算に活用するものです。

【計画内容の見直し】	
論点・課題等	担当課見解（財政課）
令和6年度の取組実績として、大規模事業計画の時点修正を行ったと記載があるが、最少の経費で最大の効果をあげるために、具体的な修正内容はどういったものか。	毎年京都府から財政状況等ヒアリングを受けており、その中で財政見通しについて照会があります。歳入歳出が今後どのように推移するか見込みを立てるうえで、大規模事業計画が必要となります。1年経過ごとに普通建設事業の実施予定等に変更が生じるため、事業費や起債の種類、実施年度など、毎年度各課に照会のうえ、内容の見直しを行っています。

(2) 建設業における働き方改革について

【働き方改革】	
論点・課題等	担当課見解（指導検査課）
建設業における「働き方改革」を推進しているが、具体的にどのように進めているのか。	令和7年4月から週休2日制工事試行要領を定めて取り組んでいます。
国土交通省が取り組んでいるように、財政的な平準化だけでなく、建設労働者の健康管理に配慮した7～9月の猛暑期間中の屋外作業を避けた発注方法の検討、テスト実施は検討しているか。	現時点においては猛暑日を考慮した工期設定や経費補正等は行っておりません。

【標準約款の改正対応】	
論点・課題等	担当課見解（指導検査課）
義務付けされている請負代金内訳書における工事費の内訳（材料費・労務費・法定福利費など）に関し、本市の現状はどうか。また、法令違反等があった場合は請負業者等への意見聴取及び指導を行っているのか。	請負代金内訳書に明示された法定福利費額と法定福利費概算額とを比較し、一定以上の乖離（法定福利費概算額の2分の1以上）がある場合は、根拠資料に基づく説明を求めています。

【設計基準・ガイドラインの活用】	
論点・課題等	担当課見解
将来的な財政負担軽減及び人的被害の防止を図る為の全国統一での設計基準や施工ガイドラインにおける市での活用具体例はあるか。	活用具体例は示せませんが、公共建築物は法令はもとより公共建築工事積算基準や公共建築工事標準仕様書等に則り、設計・工事を行うこととされており、十分な品質等が確保されていると考えています。

【事業者視点】	
論点・課題等	担当課見解（指導検査課）
市の財政も重要だが、被災時に一線で活動してもらう事業者の存続も重要である。地元事業者が継続して地域に貢献してもらえる視点でも平準化は検討される必要があると考えるが市の見解は。	債務負担行為を活用した年間維持工事（単価契約）の発注のほか、速やかな繰越手続など、施工時期の平準化に努めています。

（3）その他、実現戦略に関する事項

【債務負担行為】	
論点・課題等	担当課見解（財政課）
債務負担行為とは何か。そのメリットとデメリットは。	予算は単年度主義であるため、大規模な工事などの多年度にまたがる契約や、翌年度以降に支出が発生する契約をすることができません。債務負担行為は、将来にわたって支払う義務を負うことと、あらかじめ議会の議決を経て行うもので、これにより数年間にわたる事業や契約が可能となります。
債務負担行為（ゼロ市債）の本市の具体的な事例は。（令和5年度～令和7年度）	令和6年度12月補正予算において、「交通安全施設維持修繕工事」、「防犯灯維持修繕工事」、「道路維持修繕工事」、「加茂地区道路維持修繕工事」、「山城地区道路維持修繕工事」、「道路照明灯維持修繕工事」、「河川維持修繕工事」、「公園緑地維持修繕工事」、「農林業施設維持修繕工事」の9件を設定しました。

【基金、交付金】	
論点・課題等	担当課見解（財政課）
計画的な資金計画を実施していくための参考として、公共施設等整備基金及びデジタル田園都市国家構想交付金の内容を教えてほしい。	公共施設等整備基金は、公共施設等整備及び公共施設等整備に係る地方債償還財源のための資金を確保し、事業の円滑化と促進を図るために設置されている基金です。デジタル田園都市国家構想交付金は、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化させるため、国が各地方公共団体の意欲的な取組を支援する補助金です。

【設定指標】	
論点・課題等	担当課見解（財政課）
「予算編成時における特定財源の確保や有利な市債の活用についても継続的に進め、積極的な活用を進める。」としているが、当実現戦略での設定指標が全て不記載となっているが、その理由は。	適切な設定指標が見当たらないため、不記載としています。

追加資料	①令和6年度特別交付税に関する要望書
------	--------------------

令和6年度特別交付税に関する

要望書

木津川市マスコットキャラクター
いづみ姫



上空から望む木津川市街



令和7年1月
京都府木津川市

令和6年度特別交付税に関する要望書

平素は、木津川市政の推進につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

京都府の最南端に位置する木津川市は、木津川の恵みを中心に、四季折々の自然や、歴史・文化が溢れた、関西文化学術研究都市の一翼を担う都市です。府内では京都市に次ぐ文化財の宝庫である本市には、特別名勝にも指定されている淨瑠璃寺庭園をはじめ、7つの国指定史跡が存在しています。このうち、恭仁宮跡についても、特別史跡への昇格を目指して取組みを進めています。

平成19年3月の市発足時66,490人であった本市の人口は、令和4年9月には8万人を超えるまでになりました。特に、平成24年にまちびらきした城山台地域では、ファミリー層の転入が顕著であり、平成26年に開校した城山台小学校では、現在約1,700人の児童が在籍しています。一方で、加茂地域では、平成2年に約17,000人であった人口が現在約13,000人まで減少し、令和4年には過疎地域の指定を受けるなど、人口偏在が大きな課題となっています。

また、物価高騰対応、デジタル化の推進、脱炭素社会の推進に加え、高齢化の進展や市民の生命・財産を守るための防災・減災対策など、本市を取り巻く社会環境の急激な変化への対応による多くの財政需要から、さらに厳しい財政運営を強いられると見込まれます。

これまで不断の行財政改革によって限られた財源を有効かつ効果的に活用することで、市民サービスの維持、充実に努めてきたところです。さらに、将来の人口減少時代の到来を見据え、令和6年度から「木津川市デジタル田園都市構想総合戦略」を着実に実行することによってスマート自治体への転換を図るなど、これから時代に合った行財政運営システムへの最適化による持続可能な財政基盤の構築を目指し、新たな改革に取り組んでおります。

しかし、扶助費をはじめとする社会保障費や、公共施設マネジメントの推進に伴う公債費負担の増加は避けられず、経常収支比率の悪化などにより、本市の財政状況はますます逼迫していくものと考えております。

特色ある木津川市の事業などをまとめましたので、本市の状況をご覧いただき、特別交付税の配分におきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年1月

京都府木津川市長 谷口 雄一

【令和6年度特別交付税要望額】

580,000,000円

令和6年度は、「第2次木津川市総合計画後期基本計画」に基づく施策を強力に推進するとともに、「木津川市デジタル田園都市構想総合戦略」によるデジタル技術の活用など新しい技術や時代の流れを力に、「幸せを実感できる住みよさがある」「新しい価値や魅力が常に生み出されている」「人口が増加し、地域に元気がある」、そんな持続可能なまちづくりを進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の減収については一定回復したものの、令和6年能登半島地震を受けての災害に強いまちづくりの推進や、会計年度任用職員人件費や扶助費の大幅な増加に伴う財政需要等が増加していることに加え、長引く物価高騰への対応など、これまで以上に厳しい財政運営を強いられており、特別交付税での財政措置を強く要望します。

【過去3年間の特別交付税交付額】

令和5年度	令和4年度	令和3年度
567,237,000円	547,546,000円	501,294,000円



移転先で建設が進む相楽中部消防組合消防本部新庁舎

ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を生きるこどもを育むまちづくり

本市は、関西文化学術研究都市地域を中心に、特に子育て世代の人口増加が著しく、全国的にもまれな人口増加団体であり、令和4年9月には8万人に達しました。しかし、その後は減少に転じており、人口増加は一定の落ち着きを見せる大きな転換点を迎えております。

「木津川市デジタル田園都市構想総合戦略」においては、こどもとその家族を取り巻く様々な状況に対応できるよう、「結婚・出産子育ての希望をかなえる」を基本目標の一つに掲げております。

近年の夏場の猛暑下における児童生徒の熱中症対策として、まずは市立中学校から体育館の空調を整備することとしています。令和8年度には児童数が1,800人台となる見込みで全国でもトップレベルの児童数になる城山台小学校においては、水泳授業の確保を目的に外部指導委託を行うなどのマンモス校対策を実施しているほか、進学先の一つである木津南中学校での部活動実施場所の確保に努めています。また、AIドリルやクラウド型授業支援アプリの導入によるICT教育やタブレット端末を使用した個別最適化学習の一層の充実、府制度に市単独上乗せ補助をおこない高校生までを助成対象とした子育て支援医療費助成事業などを実施し、子育て・子育ちのまちづくりを推進しております。

(単位：千円)

区分	令和6年度 事業費	うち一般財源
校舎改築・長寿命化事業	64,351	23,551
児童生徒数急増対応事業	18,988	18,988
子育て支援医療費助成事業	460,791	281,338
ICT教育推進事業	421,599	399,385
放課後児童クラブ施設整備事業	4,189	4,189
地域の連携によるこどもの健全育成	16,667	12,279
計	986,585	739,730

府内では京都市に次ぐ文化財の宝庫である木津川市には、恭仁宮跡（山城国分寺跡）、高麗寺跡、椿井大塚山古墳、奈良山瓦窯跡、石のカラト古墳、淨瑠璃寺庭園、神雄寺跡の7つの国指定史跡が存在し、これらのうち淨瑠璃寺庭園は、特別名勝にも指定されており、恭仁宮跡については、特別史跡への昇格に向けた取組みを本格化しているところです。

これらの史跡の公有化事業をはじめ、史跡整備事業、発掘調査事業、修理保存事業などの継続的な実施により、国民共有の財産を未来に継承するとともに、観光施策への積極的な活用を図る取組みを進めています。



特別史跡への昇格を目指す史跡恭仁宮跡

(単位：千円)

区分	令和6年度 事業費	うち一般財源
史跡（恭仁宮跡）公有化事業	49,558	1,518
史跡等文化財公開管理事業	42,999	40,499
文化財保全修理事業補助	10,000	10,000
遺跡発掘調査事業	6,488	2,846
文化財防災対策事業	17,553	2,341
史跡恭仁宮跡保存活用計画の策定	3,697	2,012
計	130,295	59,216

災害などから市民を守り、安心・安全に暮らせるまちづくり

本市は木津川が市内を貫いて流れる特徴的な地形をしており、その上、天井川となっている支流が何本も集落付近を流れています。

全国的にも台風や豪雨などによる水害が相次ぐ中、本市においても平成25年及び平成29年の台風により大規模な浸水被害が発生したことから、支流の排水ポンプを増設して内水対策を強化しているほか、相楽中部消防組合消防本部庁舎の浸水想定区域外への移転を進めているところです。

地域防災力の強化に向けては、災害発生時の出動指令連絡等を円滑に行うための消防団用アプリの導入、防災士養成講座を令和2年度から継続的に実施するなど、取組みを行っています。

また、令和6年能登半島地震発生を受け、自走式トイレカーの購入や、国制度である木造住宅本格耐震改修事業補助金の市上乗せ補助額の上限額引き上げを行いました。今後も、すべての市民が、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。



令和6年12月に開催した防災士養成講座

(単位：千円)

区分	令和6年度 事業費	うち一般財源
相楽中部消防本部署庁舎整備事業	38,822	38,822
消防団・消防施設関連事業	56,360	25,269
災害対策事業	173,020	39,300
河川管理事業	414,086	39,086
くらしの安全対策事業	21,772	1,050
計	704,060	143,527

関西文化学術研究都市の中核を担う本市は、学研都市としてのまちづくりや「子育て支援No. 1」を目標とした施策の推進によって着実に人口が増加し発展を遂げてきました。近年の異常気象を踏まえ、今後、義務教育施設への空調を整備するほか、自治体情報システム標準化への対応や、人口減少地域においてはコミュニティバス等による交通手段確保などに多額の財源が必要となっております。

また、本市の公共施設には、大規模改修や更新の時期を迎えているものが多く、今後は、平成29年3月に策定した木津川市公共施設等総合管理計画に基づき総量の適正化を図りつつ、継続して活用する施設については、適切な改修とその実施時期の見極めが重要となります。

さらに、現在、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備を進めていますが、地元自治体として災害時の道路ネットワーク形成の取組推進に努めていることに加え、水害や地震といった自然災害に対する他の防災・減災対策も喫緊の課題となっております。

これらの課題により、市民サービスの低下を招くことがないよう、さらなる行財政改革によって持続可能な財政運営が求められています。

このようなことから、次の4点について、今後の改善をお願いするものです。

1 公共施設老朽化対策等への財政措置

過去に建設された公共施設などが大量に改修・更新時期を迎える一方で、地方財政は依然として厳しい状況にあります。このような中、特に公共建築物等の改築や改修については地方の負担が大きくなっています。

市内には児童生徒数の増加している地域と減少している地域とともに存在しており、市立小中学校18校の校舎の点検調査を実施した上で学校施設等長寿命化計画を策定するとともに、こどもたちの将来を見据えた望ましい教育環境を実現するために令和5年3月に「木津川市立小・中学校の在り方に関する基本計画」を策定しました。今後、学校施設の減築を伴う改築をはじめ、改修や解体等を長期にわたり進める必要があります。



校舎老朽化対策として長寿命化改修や改築を行った相楽小学校

令和7年度の地方財政対策においては、公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除去事業を公共施設等適正管理推進事業債の対象に追加いただくなど、公共施設の老朽化対策等の推進について支援策を拡充いただいたところです。引き続き、対象要件の緩和や地方債償還金に対する交付税算入率の引上げ、期間の延長など、財政支援をお願いするものです。

2 人口減少地域の活性化対策

本市全体ではUR都市再生機構によるニュータウン開発により、人口が集中する地域がある一方で、令和2年の国勢調査結果により、加茂地域が令和4年4月1日付けで過疎地域として指定されており、人口の地域格差が生じています。

そのような状況を受けて、子育て・子育ちのまちづくりを一層充実させるとともに、子育て世代を中心に幅広い世代の移住を進め、特に加茂地域の人口増や地域活性化を目指すため、令和6年10月に地域おこし協力隊2人を任命するなど取組みを進めているところです。



高齢者健康増進・移動支援モデル事業「ちょこっとながも」

加えて、過疎地域やオールドニュータウン内の高齢化率は年々上昇しており、高齢者への支援も必要となってきています。特に、コミュニティバス等の移動手段の確保への要望が強くある一方で、コロナ禍による利用者の減、燃料費の高騰、2024年問題等により、既存路線の維持に多額の財源が必要となっています。本市では、高齢者の移動手段を確保すべく、令和6年12月から高齢者健康増進・移動支援モデル事業として、南加茂台地域在住の65歳以上の高齢者を対象としたAIオンデマンドを活用した乗り合い送迎サービス「ちょこっとながも」を開始したところです。

引き続き、集落を支援する人材の育成、雇用の創出につながる支援の強化、住民の日常的な移動のための交通手段の確保などへの財政支援をお願いするものです。

3 デジタル化推進への財政措置

本市では、令和6年3月に自治体DX推進計画を包含した「木津川市デジタル田園都市構想総合戦略」を策定し、地域課題解決のためのツールとして各施策におけるデジタル技術の利用を図っています。

令和7年度の地方財政対策においては、令和6年度に引き続き普通交付税において地域デジタル社会推進費の支援策を講じていただいているほか、デジタル活用推進事業債を新設いただいたところです。しかしながら、小中学校タブレット端末導入による年々のリース料や日々の修繕、端末更新、通信環境の整備、児童生徒数増加とそれに伴う増級による追加整備費が必要になっていきます。さらに、令和7年度から標準準拠システムへの移行が本格化する中、本市では、これまで京都府内の自治体との共同利用により、システム経費を安価に抑えてきたところですが、今回のシステム移行により、各システムの保守やガバメントクラウドの利用に係る運用経費がこれまでと比べて大幅に上昇します。また、当初想定していなかった関係システムの改修等も見込まれるところです。そのため、移行経費調査を継続的に実施していただき、引き続き、標準化移行への財政支援を行っていただくとともに、運用経費の上昇分に対しても財政支援をお願いするものです。

4 緊急防災・減災事業債の期間延長

近年大規模化している台風や豪雨等の風水害は、河川の氾濫、土砂崩れなど、各地に甚大かつ深刻な被害をもたらしています。

こうした状況の中、国・地方自治体・民間が一体となって防災・減災・国土強靭化の取組みを進めるとともに、地域の防災力の一層の強化を図るため、本市が構成市町村となっている相楽中部消防組合においては、消防本部庁舎の浸水想定区域外への移転等に緊急防災・減災事業債を活用し、着実に事業を実施しています。

緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうちの元利償還金の70%が地方交付税措置とされており、地方自治体にとって極めて重要な財源であります。令和7年度までの時限措置であり、防災・減災対策を着実に進める上で、各自治体の大きな懸念材料となっています。令和6年能登半島地震を受け、今後一層の対策が喫緊の課題となる中、令和8年度以降の緊急防災・減災事業債の継続をお願いするものです。

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、-:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)	財政状況	事務局運営		
1	自主防災組織等活動助成金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	自主防災会長宛てに申請の案内を送付するとともに、地域長会議において制度説明を実施。 均等割20,000円+50円×世帯数が助成限度額。 ※要綱上、対象経費が明記されていない。令和7年度より対象団体に対し、対象経費範囲を示した文書を交付する。	危機管理課
2	交流事業補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	—	—	継続	※結果的に同一団体へ長期間にわたり補助している。今後、ホームページ等により制度の周知を図る。	人事秘書課
3	商工会補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	継続	※要綱上、対象経費の範囲が明記されていない。次期見直しに対象経費の明文化を実施。	観光商工課
4	木津川市商工業振興補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	—	継続	※要綱上、対象経費の範囲が明記されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	観光商工課
5	中小企業融資制度利子補給事業補助金	利子等償還補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	失効	令和6年度中に失効。	観光商工課
6	中小企業融資制度保証料補給事業補助金	利子等償還補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		観光商工課
7	山城茶業組合活動支援補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	伝統産業の支援を図るため、政策判断に基づき補助率を設定。	観光商工課
8	企業立地促進事業費助成金	その他補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	企業立地の促進を図るため、政策判断に基づき補助率を設定。	観光商工課
9	木津川市市民まつり補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	市民協働による祭り・イベントの支援として、必要経費を補助。	観光商工課
10	木津川市移住支援事業補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	木津川市デジタル田園都市構想総合戦略に基づく施策であり、積極的な移住・定住の支援として定額補助としている。	観光商工課
11	地域まつり補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	市民協働による祭り・イベントの支援として、経費の範囲内で定額を補助。	観光商工課
12	産業競争力強化支援補助金	その他補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	市内産業の持続的な発展の確保を図るため、販路拡大等に係る事業の補助率は2/3。	観光商工課
13	地域活動支援交付金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	地域長会議等において制度説明を実施。 世帯割・均等割を用いて各行政地域ごとに上限額を決定。	総務課
14	集会所整備等事業補助金	事業費補助（施設整備補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	コミュニティセンター助成事業は一般財団法人自治総合センターに事業採択されたものを対象とするため、市の負担がない。なお、現在のところ新たな集会所の建設や取得の予定なし。	総務課

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、-:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)		財政状況	事務局運営	
15	木津川市特殊詐欺等防止対策機器購入費補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		総務課
16	部落解放・人権政策確立要求木津川市実行委員会補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	○	○	継続	団体の活動は人権政策を推進するものであり、事業経費については予算の範囲内において補助。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	人権推進課
17	木津川を美しくする会事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	—	—	見直し	内規（木津川を美しくする会木津川支部補助金交付要綱）に基づき補助金を交付。 ※令和7年度中に要綱制定を行う。	環境課
18	古紙回収補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	見直し（拡充）	回収量（kg）に対して5円を乗じ交付。 令和7年度から7円/kgへの見直しを予定。	環境課
19	廃棄物減量等推進員の会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	×	□	○	○	—	—	見直し	内規（廃棄物減量等推進員の会補助金交付要綱）に基づき補助金を交付。 市からの委嘱を受け、市施策への協力を行う団体であることから対象経費を全額補助している。 ※令和7年度中に要綱制定を行う。	環境課
20	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	個人に対する経済的支援。 概ね1/2以内であるケースが多いが、浄化槽人槽に応じた定額交付のため、1/2を超えるケースあり。	環境課
21	木津川市エコ生活応援補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	個人に対する経済的支援。	環境課
22	ごみ収集拠点設置等補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	ごみ集積容器は、収取拠点に必要な整備であり、個別収取と比較し、収集運搬業務委託料の削減に寄与することから補助率を購入経費の3/4以内としている。	環境課
23	市民提案型ごみ減量活動等補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	ごみの減量化推進に向けた「ごみ減量に関する事業」対象経費に対し、上限額（30万円）まで補助することは妥当と考える。	環境課
24	社協職員給与補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	○	○	継続	社会福祉法に基づく助成であり、団体との協議により人件費部分については全額を補助。 ※規則上、対象経費が明記されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課
25	福祉大会補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	社会福祉協議会が実施する公益性の高い大会であり、全額を補助。 ※規則上、対象経費が明記されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課
26	身体障害者団体事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	団体の財政規模が小さく、事業経費を貯うことが難しいが、事業については公益性が高く、全額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、-:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課	
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)	財政状況	事務局運営			
27	遺族会事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	—	継続	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課	
28	保護司会事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	—	継続	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課	
29	地域福祉推進事業費補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	社会福祉協議会が実施する公益性の高い事業に対する補助であり、全額を補助。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課	
30	更生保護女性会事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	—	継続	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課	
31	民生児童委員協議会活動費補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	社会福祉の増進など政策的な理由により交付金額を決定。	社会福祉課	
32	社会福祉協議会運営補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	○	○	継続	社会福祉法に基づく助成であり、団体との協議により管理運営費について全額を補助。 ※規則上、対象経費が明記されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課
33	医療的ケア児者等福祉サービス利用等促進事業補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	医療的ケア児者等のサービス利用促進という公益上の必要に基づく政策的な判断により、定額補助としている。	社会福祉課	
34	心身障害児親の会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	団体の財政規模が小さく、事業経費を貢うことが難しいが、事業については公益性が高く、全額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課	
35	相楽地区保護司会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	—	—	継続	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	社会福祉課
36	ひとり暮らし老人・高齢者世帯を励ます会事業補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		高齢介護課
37	シルバー人材センター事業補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	継続	※対象経費が示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	高齢介護課
38	ゲートボール場管理事業補助金	事業費補助（施設整備補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	—	—	廃止	整備完了により令和6年度に補助金廃止。	高齢介護課
39	GPS発信機補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		高齢介護課 (特別会計)

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、—:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課	
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)	財政状況	事務局運営			
40	みまもりあいプロジェクト補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		高齢介護課 (特別会計)	
41	食生活改善推進員協議会補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○	○	○	継続	住民の食生活改善といった公益性の高い事業に対する補助であり、要綱によって上限（70万円）を設定。	健康推進課
42	予防接種助成費	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	見直し (拡充)	個人に対する経済支援。 国の動向を注視し、対象拡充等の見直しを行う。	健康推進課	
43	就園諸費補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	個人に対する経済支援。	こども未来課	
44	補足給付補助金（私立幼稚園利用給付事業費）	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	個人に対する経済支援。	こども未来課	
45	補足給付補助金（幼稚園務事業）	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	個人に対する経済支援。	こども未来課	
46	補足給付補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	個人に対する経済支援。	こども未来課	
47	特定教育・保育施設運営補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○	○	継続	近隣自治体と同程度の対象事業、対象事業であり、政策上必要な補助。	こども未来課	
48	母子会事業補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	継続	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	こども家庭支援室	
49	都市公園・緑地施設等市民自主管理活動交付金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	△	○	○	○	□	○	○	—	—	見直し (拡充)	公園施設等の自主管理活動に応じたポイントを設定し、ポイント数に基づき補助金を交付する制度となっている。 ※令和7年度以降に交付単価の見直しを予定。	管理課	
50	河川浄化事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	△	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	地域長会議等において制度の説明を行っている。 事業実施の面積に応じた定額補助の中で上限額を設定。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	管理課	
51	地域連携保全活動応援団補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○	○	継続	木津北地区の適切な保全のため、応援団の事業費については市で支出することが適当。	都市計画課	
52	実行組合活動費補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	農業行政連絡に係る費用弁償としての意味合いが大きく、定額を補助。	農政課	
53	病害虫等対策事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		農政課	

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、-:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課	
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)	財政状況	事務局運営			
54	内水面漁業振興対策事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		農政課
55	地域農業担い手支援事業費補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		農政課
56	森林ボランティア活動補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	NPO、ボランティア等による森林保全活動のため、対象の費目を定めた上限20万円の補助としている。	農政課	
57	茶業振興対策事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	—	—	継続	茶業振興に係る茶品評会の出品に対する支援として、1品あたり2万円以内の補助。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化を実施。	農政課	
58	農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金	利子等償還補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	廃止	令和8年度廃止予定。	農政課	
59	単独土地改良事業補助金	事業費補助（施設整備補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		農政課	
60	有害鳥獣防除施設設置事業補助金	その他補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	見直し	令和8年度に対象条件を見直し。	農政課	
61	学童農園開設事業費補助金	その他補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	児童に対する農業や農村の学習機会の提供として、事業者に対する謝礼的な意味合いを持つものであり、定額補助は妥当と考える。	農政課	
62	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	事業費補助（施設整備補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		農政課	
63	狩猟免許取得助成金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	担い手不足といった政策的な理由により交付金額を決定。	農政課	
64	木津川市農で頑張る協議会補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	×	○	継続	ブランド農作物、地産地消の推進に係る事業に対し、市長が必要とする額を補助。 ※将来的に制度の廃止を含めた検討を行う。	農政課	
65	農業振興対策事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続	京都府が定める「農業振興事業費補助金交付要綱」の対象経費について補助をおこなう制度。	農政課	
66	農業用廃プラスチック等処分対策事業補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続		農政課	
67	木津川市小学校体育連盟補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	○	○	継続	団体の財政規模が小さく、事業経費を貯うことが難しいが、事業については公益性が高く、全額補助としている。 ※次期見直し時に対象経費の明確化を図る。	学校教育課	

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、—:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課	
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)	財政状況	事務局運営			
68	クラブ活動費補助金	個人補助	○	○	○	○	○	△	×	□	○	○	—	—	見直し	市立中学校のクラブ活動に対する経済的支援。 ※すみやかに要綱制定を行う。	学校教育課	
69	人権教育研究会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	○	○	○	○	継続	団体の財政規模が小さく、事業経費を賄うことが難しいが、事業については公益性の高いものであることから全額補助としている。 ※次期見直し時に対象経費の明確化を図る。	学校教育課
70	自転車通学安全補助金	個人補助	○	○	○	○	○	△	×	□	○	○	—	—	見直し	生徒の保護者に対する経済的支援。 ※令和6年度中に要綱を制定。	学校教育課	
71	通学費補助金	個人補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	—	—	継続	遠距離通学児童の保護者に対する経済的支援。 補助率については公益上の必要に基づく政策的な判断による。	学校教育課	
72	民間児童クラブ運営補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○	○	○	継続	補助率は子ども・子育て支援交付金に基づく。	学校教育課
73	女性団体補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	×	×	○	○	見直し	団体の財政規模が小さく、事業経費を賄うことが難しいが、事業については公益性が高く、全額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課	
74	P T A 連絡協議会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	×	—	—	見直し	団体の財政規模が小さく、事業経費を賄うことが難しいが、事業については公益性が高く、全額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課	
75	スポーツ協会補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	見直し	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課	
76	スポーツ少年団補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	—	—	見直し	※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課	
77	府民総体参加補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	△	○	○	○	○	□	×	×	—	—	見直し	木津川市の代表として出場することから、個人負担にそぐわなく、必要経費を補助している。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課	
78	文化芸術協会補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	○	○	□	×	×	○	○	見直し	生涯学習機会の充実を図るといった政策的な判断により定額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課	

補助金等交付ガイドラインに基づく評価 対象補助金一覧（令和5年度）

No.	補助金名	補助金分類	基本的な視点 (○:課題なし、△:課題あり)						見直し基準 (○:適合、×:不適合、□:不適合だが合理的・政策的な理由あり、—:該当なし)						今後の方向性	備考等 (※課題・今後の対応)	所管課
			公益性	必要性	有効性	妥当性	公平性	透明性	要綱整備	補助率	対象経費	前金払 概算払	(団体運営費補助のみ)		財政状況	事務局運営	
79	図書館運営事業補助金	団体運営費補助	○	○	○	○	○	△	×	×	×	×	—	—	廃止	令和5年度をもって廃止。	社会教育課
80	国際交流協会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	×	○	○	見直し	国際交流、多文化共生の推進を図る政策的な判断により定額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課
81	市民運動会補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	△	○	○	○	○	□	×	×	—	—	見直し	スポーツ協会が実施する公益性の高いイベントであり、定額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課
82	地域子ども会補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	×	—	—	見直し	団体割・会員割を組み合わせた補助金額。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加予定。	社会教育課
83	宇宙少年団補助金	事業費補助（奨励事業補助）	○	○	○	○	○	○	○	□	×	×	—	—	見直し	団体の財政規模が小さく、事業経費を貯うことが難しいが、事業については公益性が高く、全額補助としている。 ※要綱上、対象事業は明記されているが、対象経費は示されていない。次期見直し時に対象経費の明文化の実施及び概算払に係る規定を追加。	社会教育課
84	指定等文化財保全費補助金	その他補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	見直し	※令和7年度中の市文化保護条例と市文化財補助金交付要綱の改正を検討。	文化財保護課
85	文化財愛護団体補助金	事業費補助（イベント・大会等補助）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	継続	令和6年度に補助率・対象経費について内部での取扱いを定め、交付団体への周知を実施。	文化財保護課